

大分県病院薬剤師奨学金返還支援事業実施要領

第1 目的

薬剤師の奨学金返還支援及び教育プログラムによる研修を実施する県内の病院が、新たに採用した薬剤師の奨学金の返還額の全部又は一部の支援に要する費用を補助することで病院薬剤師の確保を図る。

第2 事業主体及び事業内容

1 事業主体

薬剤師の奨学金返還支援及び知事が認める教育プログラムによる研修を実施する県内の病院（以下「対象病院」という。）を運営する法人又は個人

2 事業内容

対象病院が新たに採用した薬剤師の奨学金の返還額の全部又は一部を支援する。

3 対象病院の要件等

大分県病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の定めによるもののうち、知事が認める教育プログラムとは、厚生労働省が示す薬剤師臨床研修ガイドラインに沿って構成されたプログラムとする。

4 補助条件等

要綱の定めによるほか、次のとおりとする。

- （1）対象病院は県の登録を受けること
- （2）新規支援対象者の人数は、原則として1対象病院当たり年度につき1人までとする

5 補助金の返還

支援対象者は、自己都合等により、補助対象期間中及び補助対象事業終了後、補助対象期間の2分の1以上の期間（以下「勤務義務期間」という。）において、対象病院に継続して勤務しなかった場合、既に支給された補助金の全額を返還する。この場合、支援対象者に返還請求を通知した日から6か月以内に補助金を返還させるものとする。ただし、全額返還免除や一部返還免除を認める事由については別途定める。

注）勤務義務期間は、補助対象事業終了日の属する月の翌月から、最終の従事日の属する月までとするが、下記の期間については、継続して従事した期間から除く。

- （ア）本補助金の交付を受けている期間
- （イ）災害、傷病及び育児休業等による休暇期間
- （ウ）短期研修等を除く、県外の病院等で勤務した期間

第3 その他

対象病院は、この事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項について県と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年度の大分県病院薬剤師奨学金返還支援事業から適用する。